

○大玉村高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

平成30年3月28日

告示第39号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の抑止を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対し全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この支援事業の対象者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 本村に居住している65歳以上の者。
- (2) 運転免許証を自主返納し、法104条の4第6項に規定する運転経歴証明書（以下「運転経歴証明書」）の交付を受けた者。
- (3) 村税等の滞納がない者。ただし、災害等やその他の特別な事情により納付が困難であると認められる場合を除く。

(支援内容)

第4条 村長は、対象者に予算の範囲内において、次の各号の支援を行うものとする。

- (1) 大玉村デマンド型乗合タクシー運行要綱（平成29年5月11日告示第69号）に規定するデマンド型乗合タクシーの利用券（以下「利用券」）を1年度につき50枚（15,000円分）を3か年交付による支援。ただし、対象者が転出、死亡等により大玉村に居住しないことが認められる場合の翌年度以降は交付しない。
- (2) 大玉村商業振興協同組合が発行する大玉村共通商品券（以下「商品券」）10,000円分の交付による支援。ただし、対象者1人につき初年度1回限りとする。

2 利用券を利用できる者は交付を受けた本人のみとする。

3 利用券及び商品券の再交付は行わないものとする。

(申請等)

第5条 前条第1項に規定する支援を受けようとする者は、運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第1号）と運転経歴証明書の写しを村長に提出するものとする。

(支援の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、運転免許証自主返納支援事業決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、運転免許自主返納支援事業台帳（様式第3号）に登載し、当該申請者に第4条1項に規定する支援を行うものとする。

(返還)

第7条 村長は、虚偽の申請その他不正な手段により第4条第1項に規定する支援を受けたと認められるとき、または支援を受けた者以外の者が利用券を使用した場合は、交付した利用券及び商品券の返還を求めるものとし、既に利用したものについては利用した額面相当額の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に運転免許証を自主返納したもののについて適用する。

様式第1号（第5条関係）

大玉村運転免許証自主返納支援事業申請書

年 月 日

大玉村長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日（ 歳）
連絡先 （ ）

大玉村高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

※該当項目の□にレ点を記入して下さい。

- 1 支援内容 大玉村共通商品券 10,000円分
 大玉村デマンド型乗合タクシー利用券 50枚
- 2 添付書類 運転経歴証明書の写し（申請初年度のみ添付）

※代理提出の場合ご記入下さい。

代理提出者 住 所
氏 名 ⑩
申請者との続柄 （ ）
本人確認書類 （ ）

処 理 欄	受付年月日	年 月 日	受付者印
	申請年度	<input type="checkbox"/> 初年度申請 <input type="checkbox"/> 2年度目申請 <input type="checkbox"/> 3年度目申請	

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大玉村長

印

大玉村高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 申請は適当と認め、次のとおり支援します。

- 大玉村共通商品券 10,000円分の交付
- 大玉村デマンド型乗合タクシー利用券 50枚の交付

2. 次の理由により支援対象になりません。

()

様式第3号（第6条関係）

別 紙